

呉市学生消防団活動認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大学、短期大学、大学院又は専門学校（以下「大学等」という。）の在学中に、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、短期大学生、大学院生又は専門学校生（以下「大学生等」という。）について、本市がその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度による認証（第4条に規定する認証をいう。次条において同じ。）の対象となる者（以下「認証対象団員」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 在学中に本市の消防団員として1年以上（過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。）継続的に消防団活動を行った者であって、市内居住の大学生等又は大学生等でなくなった日から3年以内の者
- (2) 消防団長が、大学等の在学中における本市の消防団員としての活動について、特に優れた功績があると認めた大学生等

(申請及び推薦)

第3条 本制度による認証を希望する認証対象団員は、所属分団長の推薦同意を受け、認証推薦依頼書（別記様式第1号）に、必要事項を記載したのち、消防団長に提出するものとする。

- 2 前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、前項の認証対象団員に功績があると認め、推薦する場合には、認証推薦書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条第2項の認証推薦書が消防団長から提出された場合、その内容を審査し、当該認証対象団員の功績の認証（以下「認証」という。）の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、消防団長に対し、審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(認証決定通知書等の交付)

第5条 市長は、前条第1項の審査により認証することを決定した場合、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動認証決定通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の審査により認証しないことを決定した場合、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動審査決定通知書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第6条 市長は、認証することを決定した者（以下「被認証者」という。）に対して、呉市学生消防団活動認証状（別記様式第5号）（以下「認証状」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、被認証者の求めに応じて、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲において、呉市学生消防団活動認証証明書（別記様式第6号）（以下「認証証明書」という。）を随時交付するものとする。

(認証の取消し)

第7条 市長は、被認証者が、次のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- (4) 前三号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があった場合

2 認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに市長に返却しなければならない。

(所掌)

第8条 この要綱に関する事務は、消防総務課消防団室において所掌する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。